

理 由

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、定率減税を縮減する改正、特定管理株式が価値を失つた場合の譲渡所得等の課税の特例の創設等の金融・証券税制の改正、非居住者等の組合事業から生ずる利益に対する源泉徴収制度の創設及び外国子会社合算税制の見直し等の国際課税の改正並びに中小企業等基盤強化税制の対象に中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に係る措置を追加する等の中企業関係税制の改正を行うとともに、所得税の寄付金控除の控除限度額の引上げ、民事再生等の場合の資産評価損益と欠損金の損金算入等に関する措置の改正、教育訓練費が増加した場合の特別税額控除制度の創設、登録検査機関等の登録等に対し登録免許税の負担を求める改正等を行うほか、共同で現物出資をした場合の課税の特例の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。